

墨田区廃棄物減量等推進審議会
令和 6 年 7 月 5 日

廃プラスチックの分別収集・再資源化 事業の実施状況について

事業概要

1 モデル実施

期間：令和5年10月1日～令和6年3月31日

対象：約30,000世帯（約5,000世帯×6地区）

対象世帯を充実させ、本格実施を想定した分別収集を行う。

方法：新たな回収曜日（プラスチックの日）を設定し、
週1回、プラスチックを回収する。



2 本格実施

期 間：令和6年4月1日～

対 象：全世帯（区内全地域）

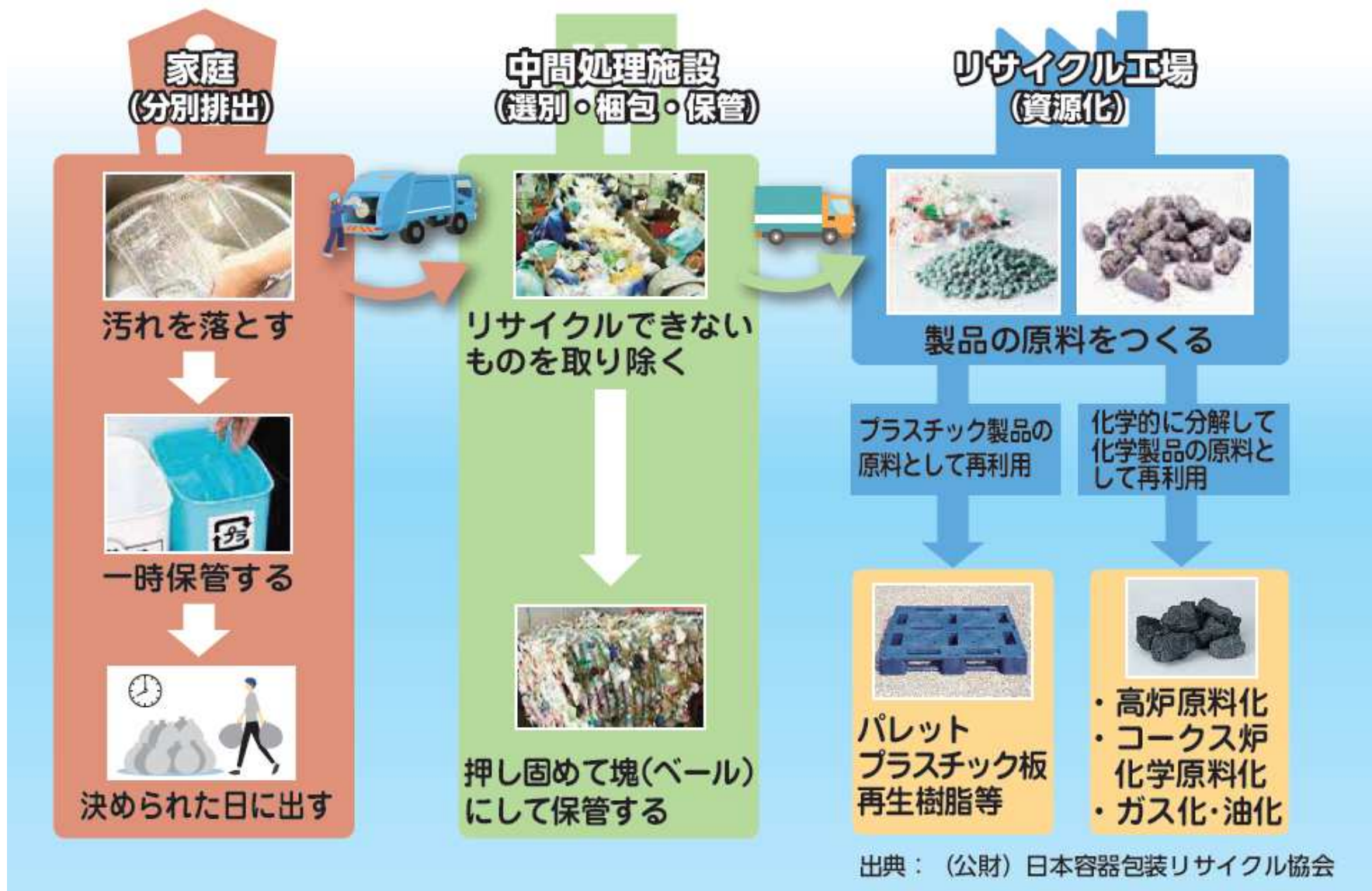
方 法：新たな回収曜日（プラスチックの日）を設定し、
週1回、プラスチックを回収する。

資源化手法：マテリアルリサイクル（再生品材料、物流パレット）

回収目標：2,650t/年 8.5t/日



【参考】プラスチック再資源化の流れ



本格事業の実施状況 – 回収実績（月次）–

本格実施開始後から回収量は増加している。

残渣率は7.1％であり、想定（15～20％）より低い値である。

モデル実施時と同じく、質の良い（不適合物の少ない）プラスチックが回収できている。

表1 月別回収実績

単位：kg

回収月	回収量 A	残渣量 B	残渣除去後 C（A-B）	引渡量 D	残渣率 （中間処理）
4月分	147,900	8,995	138,905	108,780	6.1%
5月分	180,650	14,494	166,156	179,730	8.0%
総計	328,550	23,489	305,061	288,510	7.1%

【参考】モデル実施期間実績

回収月	回収量	残渣量	残渣除去後	引渡量	残渣率
10月～3月	173,460	11,806	161,654	-	6.8%

残渣量：回収したプラスチックに含まれる不適合物の量

引渡量：中間処理施設から再資源化事業者に引き渡した量

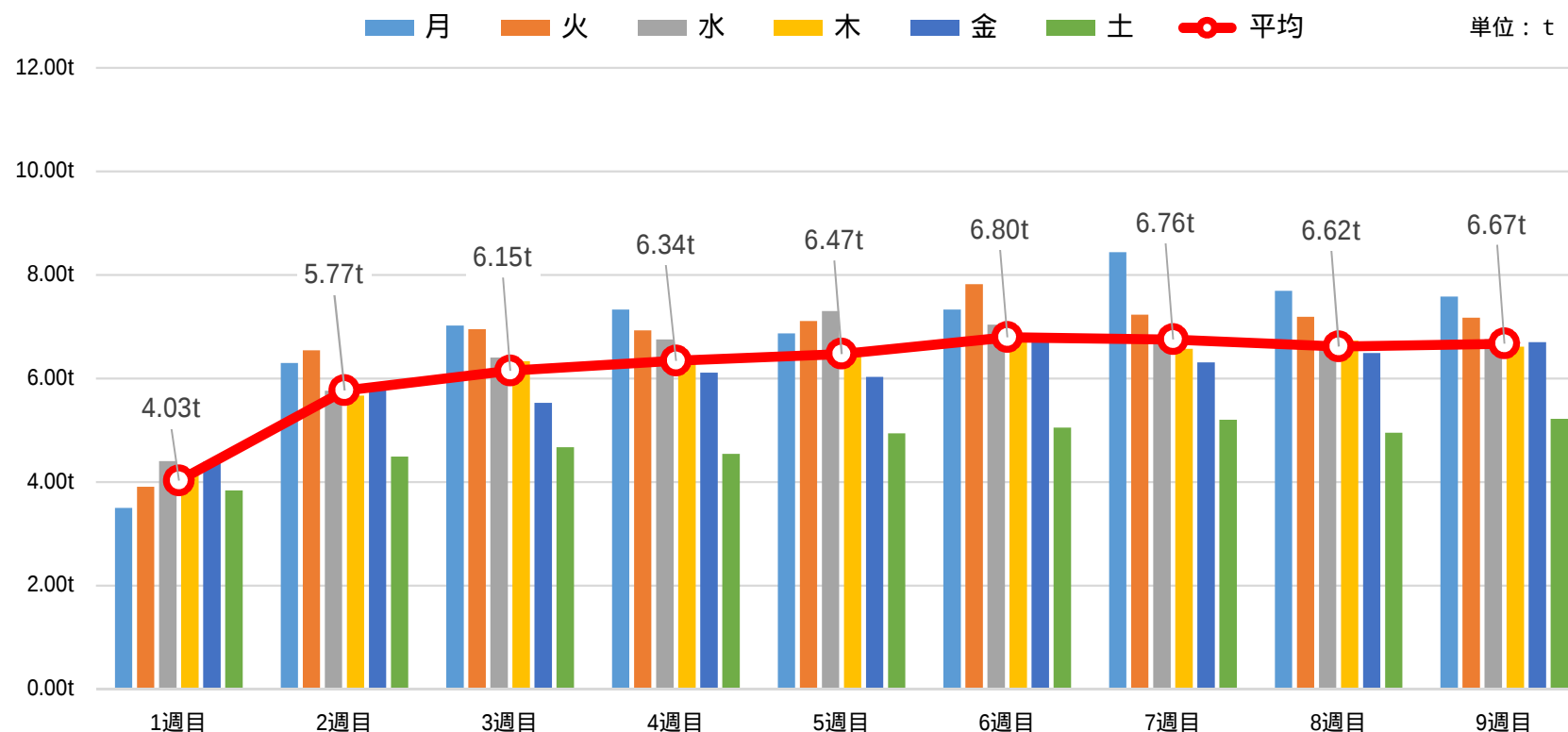
（一定量貯まった段階で引き渡すので、現時点ではC＝Dとはならない）

本格事業の実施状況 – 回収実績（週次・地域別） –

1週目（本格実施開始直後）の回収量は少なかったものの、2週目以降は安定した回収量を維持している。

各曜日においても、週ごとのばらつきは少なく、安定した回収量を維持している。
平均回収量6.2t/日、目標値の73%となっている。 目標値8.5t/日。

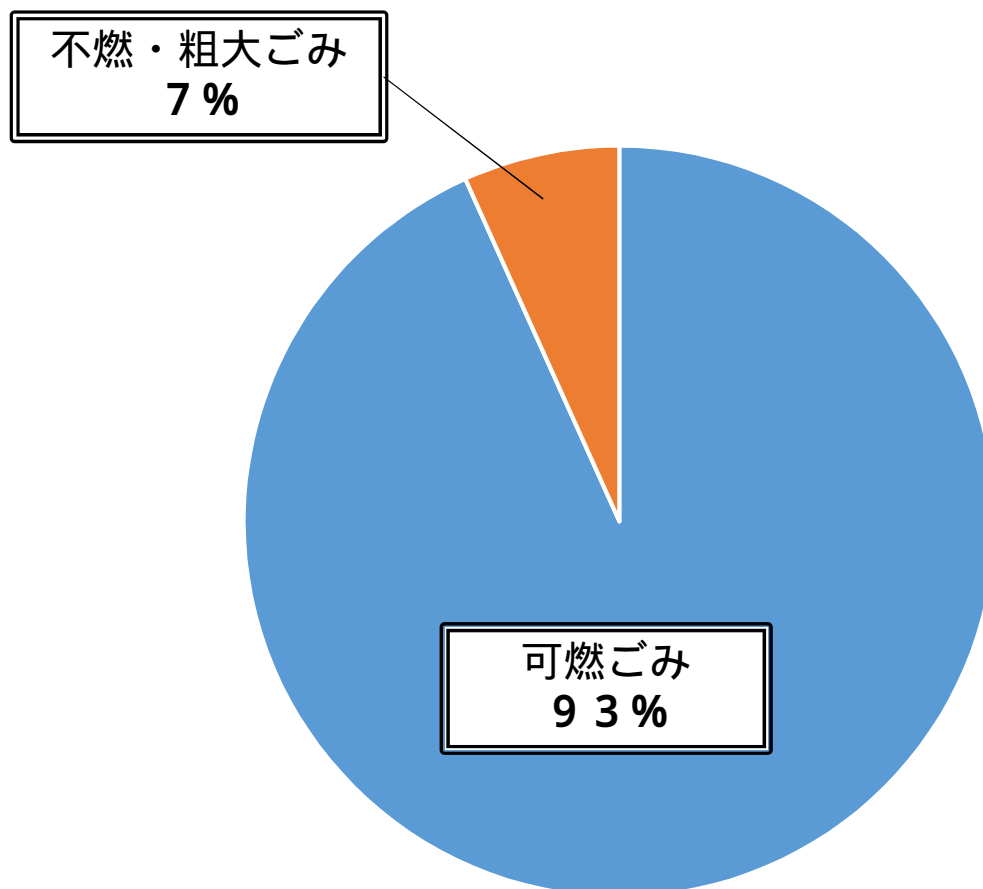
図1 曜日別・回収週別 回収実績（2024.4.1～6.1）



本格事業の実施状況 – 回収実績（残渣内訳） –

残渣のうち「可燃ごみ」が93%、「不燃・粗大ごみ」が7%を占める。

図2 残渣の内訳（4・5月）



残渣内訳（4・5月実績）

月	残渣内訳	
	可燃	不燃・粗大
4月	8,378 kg	618 kg
5月	13,530 kg	964 kg
計	21,908 kg	1,582 kg

【参考】ボール品質調査

調査目的：ボールの品質改善を図るため、容器包装リサイクル協会が年に2度、中間処理施設ごとにボールの品質調査を実施し、異物の混入割合等を調べる。

調査実施日：令和6年5月8日

（対象：ボール 令和6年4月6日入荷分 重量：約300kg）

調査結果（概要）

評価項目	評価内容	評価ランク	評価基準	評価
破袋度評価	未破袋の袋の混入率（個/kg）	A	0.2個未満/kg	B
		B	0.2個以上～0.4個未満/kg	
		D	0.4個以上/kg	
適合分別収集物の比率評価	適合分別収集物の比率	A	90%以上	B
		B	85%以上～90%未満	
		D	85%未満	
禁忌品の有無評価	リチウムイオン電池や火災の恐れがあるもの、刃物等の禁忌品の有無	A	無し	A
		D	有り	

モデル事業の検証と本格実施での対応

【回収実績より】

電池類の混入が多く、防止策が求められる。

小型充電式電池の拠点回収

不適正排出による車両や処理施設の火災を防ぐため、
リチウムイオン電池やモバイルバッテリー等の拠点回収を開始しました。

回収場所：墨田区役所、清掃事務所等の区施設15箇所



小型充電式電池回収ボックス

【アンケート・区民意見より】

プラスチックの袋が風で飛びやすい。

風防・防鳥ネットの貸与（戸別収集世帯対象）

排出する際に軽量のプラスチック資源にネットを被せて道路上への飛散を防止します。

貸与実績：60世帯（令和6年6月時点）



集合住宅に管理人が常駐しておらず、「プラスチックの日」に出す事が出来ない。

「特例回収」として対応（条件を満たせば、対象地域の「プラスチックの日」に回収します。）

対応実績：1件（令和6年6月時点）

- 条件：
- 1．回収日の朝8時までに、敷地内の所定の場所にプラスチック資源を出すこと
 - 2．上記1について居住者の同意を得ること
 - 3．プラスチック資源の排出場所について清掃事務所と協議すること
 - 4．1年を目途に管理人等を配置し、回収日当日の朝8時までに決められた場所に出すこと